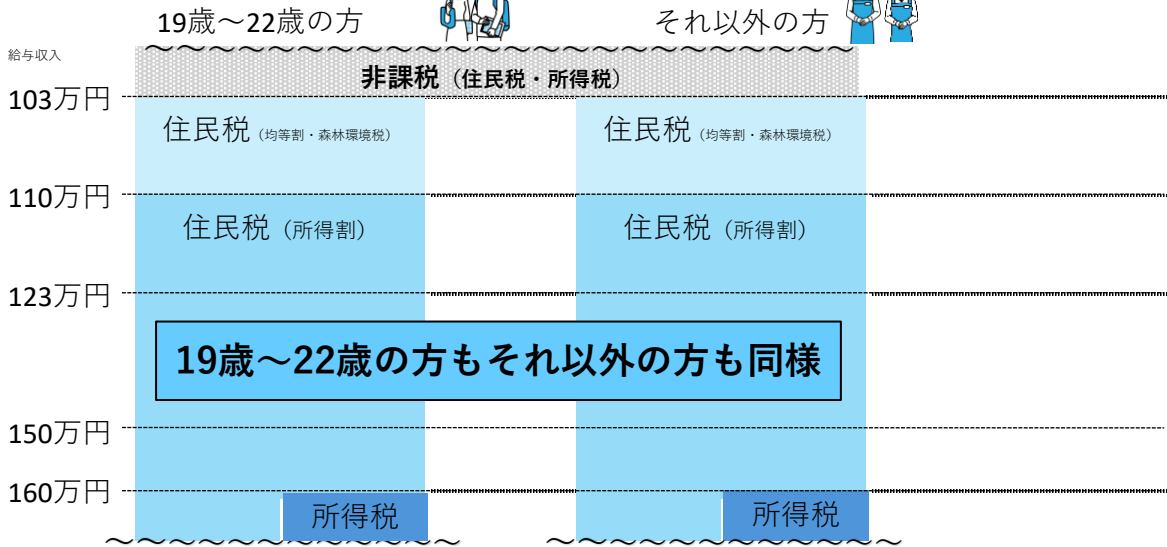


令和7年～ 扶養内で働くには

被扶養者負担分(扶養される側)



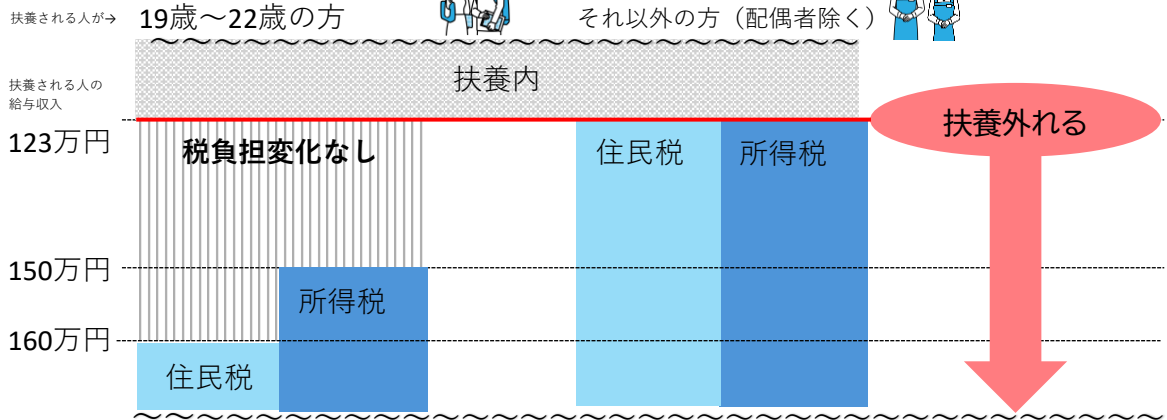
住民税

給与所得控除が55万円から**65万円**に改正
 →**住民税非課税ライン**は、
 均等割：93万円から**103万円**
 所得割：100万円から**110万円**
 それぞれ10万円引き上げ

所得税

給与収入が**200万3,999円以下**の方
 基礎控除額が48万円から**95万円**に改正
 →**所得税非課税ライン**※控除なしの時 は、
 103万円 (=55万円+48万円) から
160万円 (=65万円+95万円) に引き上げ

扶養者負担分(扶養する側)



“特定親族特別控除”新設

特定親族**19歳～22歳**の給与収入が**123万円**を超過

→扶養は外れるが、**150万円**までは扶養者側の税負担は変わらない (扶養内の時と同額の控除額)

給与収入が**150万円**を超過

→段階的に控除額が減り、扶養者の税負担 (所得税・住民税※) も増加 ※住民税は**160万円**超過時から

(例) 扶養される人の給与収入が140万円の場合

給与収入123万円までの時と比較して <裏面表3参照>

	本人の住民税	本人の所得税	扶養者の税負担	扶養
19歳～22歳の方	課税	課税	増減なし	対象外
それ以外の方	課税	課税	増	対象外



改正内容詳細

【給与所得控除額】

<表1>

給与の収入金額	給与所得控除額（所得税・住民税）	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

【基礎控除額】

<表2>

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	所得税		住民税 ※改正なし
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円	58万円	43万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

【特定親族特別控除額】

<表3>

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)			特定親族特別控除額	
			所得税	住民税
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円	45万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円	3万円